

第5章 実現化に向けた取組

1 庁内推進体制の確立と整備手法の考え方

■ 平成24年度：庁内推進体制の確立

- ・ 平成22年度は、『相模川三川合流点地区かわまちづくり検討委員会』を設置し、「あつき三川合流点河川利用市民案」（平成21年1月）を踏まえ、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画（素案）」を作成しました。
- ・ 平成23年度は、計画素案の市場性の把握を通じて、計画素案を成案にすることを目的に新たな検討組織を設置し、検討を進めてまいりました。
- ・ ただし、「相模川・中津川河川整備計画」策定が実現化に向けた取組の前提条件になるため、当計画の策定期間によっては、実施スケジュールが繰り下がる可能性があります。
- ・ 今後、本計画の具現化と推進に当たっては、実施組織設置の必要性があることから、平成24年度に事業を所管する庁内部課を定め、庁内の推進体制を確立していきます。
- ・ 庁内の推進体制としては、都市公園整備を所管する部課が組織を充実させ、関係機関との調整を含めその役割を担っていきます。
- ・ 施設の整備手法の考え方については、3頁のフローで示したとおり、今後、「（仮称）相模川三川合流点地区かわまちづくり計画」を策定し、国へ登録した上で、河川管理者（県）が担う河川基盤施設の整備と連携・調整を図りながら国の社会資本整備総合交付金（中心市街地の再生）を活用した事業として進めていきます。
- ・ 具体的には、当かわまちづくり計画に位置付けた市が占用主体となる施設を包括占用し、当交付金（中心市街地の再生）の都市公園事業としての基幹事業に位置付け、他のまちづくり事業と一体的に実施し、中心市街地の活性化を推進していくこととなります。

2 関係機関との調整

（1）河川管理者との協議・連携

- ・ 計画素案の成案化、相模川・中津川河川整備計画への組み込み、本計画の実現に向け、河川管理者（県）との緊密な協議・連携を図っていくものとします。
- ・ また、本計画では、複数の利用促進計画を一体的に展開し、相互に連携しながら地区全体としての拠点機能を高めていくため、市が占用主体となる施設を包括占用し、県と調整を図りながら河川区域の高度利用を検討していきます。

(2) 既存施設利用者との調整

- ・ 本計画地区内の既存施設は、事業実施において関係施設管理者等と協力し、利用団体や利用者に対して十分な周知と説明を行い、合意形成を図ってまいります。

(3) 関係自治体との調整・連携

- ・ さがみ縦貫道路の整備に併せ本計画地の相模川左岸（海老名市側）では、社会教育施設の整備が計画されています。
- ・ このため、市民がこのような施設を利用しやすくなるような環境を整えるため、施設を管理運営する自治体との調整・連携を図っていくものとします。
- ・ また、三川合流点地区のかわまちづくりを推進させるため、県央地区の相模川沿川自治体が相互に連携・協議する場として設置された「県央相模川サミット」等を活用し、関係自治体との共通認識を構築していきます。

(4) 交通・観光事業者との調整・連携

- ・ 三川合流点地区は、本厚木駅から歩いて行ける場所であり、手ぶらパーベキューや屋形船運航等の展開により、小田急沿線の新たな観光レクリエーションスポットになるものと考えます。
- ・ このため、交通・観光事業者と共同した“(仮称)あつき三川クーポン”等の商品開発・販売に向け、調整・連携を図っていくものとします。

③ 事業スケジュール（案）

- ・ 本計画の事業スケジュール（案）を次のように想定します。
- ・ 平成 24、25 年度には、測量、基本・実施設計及び用地交渉を行い、平成 26 年度以降に河川管理施設や利便施設等の施設整備に着手します。
- ・ また、導入可能な利用促進計画から段階的に運用を開始していきます。
- ・ ただし、国と県が作業を進めている「相模川・中津川河川整備計画」の策定時期によっては、事業スケジュールが繰り下がる可能性があります。

事業スケジュール（案）

区 分	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	H. 31	H. 32	備 考
測量、基本・実施設計、用地交渉	■	■								※1) 修景施設等の整備、維持管理
施設整備（※1）	■ *1	■	■ *2	■	■	■	■	■	■	※2) 河川管理施設、利便施設等
利用促進計画（※2） （効果促進事業）	■ *1	■	■ *3	■	■	■	■	■	■	※3) 段階的に運用開始

注）河川整備計画の策定時期によっては、繰り下がる可能性があります。